

滋賀県公立学校 会計年度任用職員 募集要項
【職種：事務補助員（行政C） 教職員室】

令和8年4月20日（予定）より採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは、一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1. 募集人数 1人

（勤務地：大津市立真野小学校）

2. 募集職種 事務補助員（行政C） 教職員室

※障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）等をお持ちの方を募集します。

3. 業務内容

配属先が指定する一般事務

- (1) 文書および物品の整理、送達に関すること。
- (2) 各種資料の印刷、複写に関すること。
- (3) 校内掲示物の管理に関すること。
- (4) 図書資料の収集、整理に関すること。
- (5) 軽易なパソコン入力業務に関すること。
- (6) その他校長が指示すること。

【業務内容の変更範囲】：なし

4. 募集対象

- ・簡易なパソコンの操作が行えること。

第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

5. 応募受付期間

令和8年3月26日（木）まで

6. 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、下記の連絡先へ直接電話連絡してください。なお、**選考試験当日に下記の書類を持参してください。**

- (1) ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- (2) 写真を添付した履歴書（滋賀県指定の履歴書を利用してください）
- (3) 障害者手帳等の写し（合理的配慮事項の確認のため、同意いただける方は選考試験当日に障害者手帳等を持参してください。また別途同意いただける方については写しを提供願います。）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市教育委員会事務局 教職員室 「事務補助員採用担当者」まで
電話番号：077-528-2837

7. 選考日時及び選考会場

令和8年3月27日（金）10時45分～ 大津市役所別館2階 教育委員会室1

8. 選考方法

筆記試験および個人面接試験の総合判定（※筆記用具を持参してください。）

9. 結果の発表

受験者本人宛に、選考試験から7日以内に、合否通知を文書で発送します。

※正式採用の際、必要書類として任用初日から遡って1年以内の胸部X線検査結果（1年以内の健康診断書でも可）の提出が必要となります。無い場合は、実費で用意をしていただく必要があります。

また、正式採用の際、障害者手帳等の写しを提出していただく必要があります。

10. 勤務条件

雇用期間	令和8年4月20日（月）から令和9年3月31日（水）まで（予定） ※採用後1ヶ月間を条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。なお、採用後1ヶ月間の勤務日数が15日に満たない場合は、実際に勤務した日が15日に達するまでを条件付採用とし、良好な成績で勤務した場合、正式採用とします。
再度の任用	<input checked="" type="checkbox"/> 原則あり <input type="checkbox"/> 原則なし （翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	大津市真野四丁目6-17 大津市立真野小学校
勤務日	週31時間勤務 ※学校行事等により週休日の振替を行う場合があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、その他校長が指定する日
休暇	年次有給休暇あり（県の勤務時間規則の規定による） 特別休暇あり（県の勤務時間規則の規定による）
勤務時間	週31時間勤務（8時15分～16時50分の間で7時間45分以内/日） ※勤務していただく曜日および時間は、採用決定後に、勤務地の学校長にご相談ください。
基本給	月給168,387円～172,257円 ※滋賀県職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	滋賀県の給与条例の規定による
社会保険	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 ※営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	給与等支給日：当月21日